

# 社会保険労務士法（抄）

昭和43年 6月 3日法律第89号

平成30年 7月 6日法律第71号改正まで

## （目 的）

**第1条** この法律は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もって労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。

## （社会保険労務士の業務）

**第2条** 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 別表第1に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。
- 一の二 申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。
- 一の三 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第25条の2第1項において「事務代理」という。）。
- 一の四 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第6条第1項の紛争調整委員会における同法第5条第1項のあつせんの手続並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の7第1項、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第18条第1項、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第52条の5第1項及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第25条第1項の調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。
- 一の五 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第1条に規定する個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第6条に規定する労働争議に当たる紛争及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。）をいう。以下単に「個別労働関係紛争」という。）に関するあつせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。
- 一の六 個別労働関係紛争（紛争の目的の価額が120万円を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る。）に関する民間紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第2条第一号に規定する民間紛争解決手続をいう。以

下この条において同じ。)であつて、個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として厚生労働大臣が指定するものが行うものについて、紛争の当事者を代理すること。

- 二 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含み、申請書等を除く。)を作成すること。
  - 三 事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること。
- 2 前項第一号の四から第一号の六までに掲げる業務(以下「紛争解決手続代理業務」という。)は、紛争解決手続代理業務試験に合格し、かつ、第14条の11の3第1項の規定による付記を受けた社会保険労務士(以下「特定社会保険労務士」という。)に限り、行うことができる。
  - 3 紛争解決手続代理業務には、次に掲げる事務が含まれる。
    - 一 第1項第一号の四のあつせんの手続及び調停の手続、同項第一号の五のあつせんの手続並びに同項第一号の六の厚生労働大臣が指定する団体が行う民間紛争解決手続(以下この項において「紛争解決手続」という。)について相談に応ずること。
    - 二 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間に和解の交渉を行うこと。
    - 三 紛争解決手続により成立した和解における合意を内容とする契約を締結すること。
  - 4 第1項各号に掲げる事務には、その事務を行うことが他の法律において制限されている事務並びに労働社会保険諸法令に基づく療養の給付及びこれに相当する給付の費用についてこれらの給付を担当する者のなす請求に関する事務は含まれない。

### (登録)

- 第14条の2** 社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。
- 2 他人の求めに応じ報酬を得て、第2条に規定する事務を業として行おうとする社会保険労務士(社会保険労務士法人の社員となろうとする者を含む。)は、事務所(社会保険労務士法人の社員となろうとする者にあつては、当該社会保険労務士法人の事務所)を定めて、あらかじめ、社会保険労務士名簿に、前項に規定する事項のほか、事務所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。
  - 3 事業所(社会保険労務士又は社会保険労務士法人の事務所を含む。以下同じ。)に勤務し、第2条に規定する事務に従事する社会保険労務士(以下「勤務社会保険労務士」という。)は、社会保険労務士名簿に、第1項に規定する事項のほか、当該事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

### (名称の使用制限)

- 第26条** 社会保険労務士でない者は、社会保険労務士又はこれに類似する名称を用いてはならない。
- 2 社会保険労務士法人でない者は、社会保険労務士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。
  - 3 社会保険労務士会又は連合会でない団体は、社会保険労務士会若しくは全国社会保険労務士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

### (業務の制限)

- 第27条** 社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第2条第1項第一号から第二号までに掲げる事務を業として行つてはならない。ただし、他の法律に別段の

定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合は、この限りでない。

**第32条の2** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一～五 〔略〕

六 第27条の規定に違反した者

2 〔略〕

**第33条** 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一～二 〔略〕

三 第26条の規定に違反した者

**別表第1**（第2条関係）

- 1 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 2 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- 3 職業安定法（昭和22年法律第141号）
- 4 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- 5 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）
- 6 削 除
- 7 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）
- 8 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年法律第158号。第10条の2の規定に限る。）
- 9 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- 10 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）
- 11 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）
- 12 じん肺法（昭和35年法律第30号）
- 13 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）
- 14 削 除
- 15 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。第25条の規定に限る。）
- 16 労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）
- 17 港湾労働法（昭和63年法律第47号）
- 18 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）
- 19 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）
- 20 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
- 20の2 家内労働法（昭和45年法律第60号）
- 20の3 勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）
- 20の4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）
- 20の5 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。第78条の規定に限る。）
- 20の6 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 20の7 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）

- 20の8 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）
- 20の9 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）
- 20の10 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号。第16条（第18条の規定により読み替える場合を含む。）及び第20条の規定に限る。）
- 20の11 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- 20の12 地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）
- 20の13 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）
- 20の14 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）
- 20の15 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）
- 20の16 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律
- 20の17 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
- 20の18 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。第13条の規定に限る。）
- 20の19 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
- 20の20 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律
- 20の21 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。第38条及び第59条の規定に限る。）
- 20の22 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
- 20の23 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）
- 20の24 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。第16条第1項及び第21条第2項の規定に限る。）
- 20の25 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成26年法律第137号）
- 20の26 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）
- 20の27 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
- 21 健康保険法
- 22 船員保険法
- 23 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和28年法律第206号）
- 24 厚生年金保険法
- 25 国民健康保険法
- 26 国民年金法
- 27 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。第12条第1項第十二号及び第十三号並びに附則第5条の2の規定に限る。）
- 28 石炭鉱業年金基金法（昭和42年法律第135号）
- 29 児童手当法（昭和46年法律第73号）
- 29の2 平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）
- 29の3 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）
- 30 高齢者の医療の確保に関する法律
- 31 介護保険法
- 32 前各号に掲げる法律に基づく命令
- 33 行政不服審査法（前各号に掲げる法令に係る不服申立ての場合に限る。）